

リ全四時迄ノ間能任在ニ於テ從業員大會ヲ開催セルカ其ノ状
況左ノ通

(1) 出席者 約三五名

(2) 議長 全從業員會長 筑波隆治

(3) 決意事項

(A) 二月二日始發時ヨリ総罷業ヲ決行スルコト

(B) 別記載首絶対及対外キ五項目ノ要求書ヲ二月二日午前中
ニ提出スルコト

(C) 交渉委員ニ左記六名ヲ挙クルコト

交渉委員 斎藤弥一 川名利助 若田一男 高野文雄
全仙藏 小島冬郎

(D) 爭議因本部ヲ能任トスルコト

右決定ニ基キ二月二日始發時ヨリ罷業ヲ決行スルト共ニ從業員約
三五名ハ會長筑波ノ統制下ニ能任在ニ集會結束ヲ固メマ
リ

ラ一面交渉委員六名ハ別項ノ通ニ日朝本社ヲ訪問交渉セリ

七 交渉状況

(1) 交渉委員齋藤彌一外五名ハ二月二日朝本社ヲ訪問午前十時
ヨリ今十一時迄ノ間事務山名義高 取締役小高義一ト會見

代表ヨリ別記要求書ヲ提出シ今因突然四名ニ對スル辭職勸
告ヲ受ケタルカ全從業員ニ大ナル不安ヲ與フルモノナルヲ

以テ直ニ之ヲ取消スト共ニ他ノ要求事項ニ對シテ是其非容
認サレタレント要求

山名事務ヨリ辭職勸告理由ヲ簡單ニ説明シタル後一應協議
ノ上何分ノ回答ヲ為スヘシト答へ一先會見ヲ了ス

(2) 右ノ如ク交渉進展ヲ見サル為所懸池袋署長ニ於テ左ノ妥協
案ヲ學費双方ニ内示シタルトコソ會社側ハ署長一任ニ從
業員代表ハ代表トシテハ之ヲ認ムルモノ一般從業員ノ意思

ヲ確ムルノ要アリト主張セル為目下(二月二日午後二時)爭
議團所在、埼玉縣當局ヲ通シ一般從業員ノ意向ヲ確メソ、

議團所在、埼玉縣當局ヲ通シ一般從業員ノ意向ヲ確メソ、